

大阪市告示第911号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立 扇町プール 水泳場（屋外プール）	令和7年7月2日（水）
	令和7年7月9日（水）
	令和7年7月16日（水）
	令和7年7月23日（水）
	令和7年7月30日（水）

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 扇町プール 水泳場 トレーニング場 体育場	令和7年7月1日（火）	午前9時から 午後10時まで
	令和7年7月3日（木）から 同月4日（金）まで	
	令和7年7月7日（月）から 同月8日（火）まで	
	令和7年7月10日（木）から 同月11日（金）まで	
	令和7年7月14日（月）から 同月15日（火）まで	
	令和7年7月17日（木）から 同月18日（金）まで	
	令和7年7月22日（火）	

令和7年7月24日（木）から 同月25日（金）まで

令和7年7月28日（月）から 同月29日（火）まで

令和7年7月31日（木）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）